

**新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた入札の実施について**  
**(建設コンサル及び物品・役務の提供)**

石岡地方斎場組合

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、現在、入札会場へ集会して行っている入札について、郵便による参加を可能とし、扱いを定めますのでお知らせします。

**1. 指名通知**

組合から指名通知書、仕様書等を郵送します。

また、TEL及びFAXにて指名のお知らせをしますので、数日経過して通知書等が届かない場合は組合へお問い合わせください。

FAXには受領書を同封しますので、書類が届いたら通知等を確認し、受領書に会社名・受領者名・指名通知案件に「レ点」及び各確認事項に「レ点」を記載のうえ、組合あてにFAX（0299-36-0771）を送信してください。

**2. 入札の執行**

入札の執行は、これまでどおり執行していきます。

**3. 郵送による入札書等の提出（別紙「参考図」参照）**

①提出書類

- ・入札書に金額及び必要事項を記入、押印。（入札日は、入札（開札）日当日の日付を記入してください。）
- ・入札書は郵便用封筒に入れて封緘し、入札日、件名、商号名称を封筒の表に明記すること。内訳書の提出は不要です。
- ・当該年度における入札が初めての方は、誓約書を同封してください。
- ・代理人が入札をする場合は、委任状を同封してください。

②提出方法

- ・郵便用封筒を、一般書留又は簡易書留により郵送すること。封筒には、入札日、件名、商号名称、入札書在中を明記すること。
- ・入札書、指定書類等の到着期限は入札前日の17時15分までとします。（入札日の前日が土日、祝日の場合はその前日）
- ・入札書等の様式は、組合ホームページからダウンロードし、A4用紙に印刷して使用してください。
- ・入札書、指定書類等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

提出先

〒315-0007 茨城県石岡市染谷1749番地  
石岡地方斎場組合 業務課 あて

③その他

- ・管理者が特に必要あると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めません。
- ・入札を辞退する場合は、辞退届を郵送又は持参にて提出してください。なお、入札書、指定書類等が到着期限まで到着しなかった場合は、失格とします。

- ・持参による入札書、指定書類等の事前提出は受け付けません。

#### 4. 開札

開札は、入札指名通知書に記載された日時、場所において執行します。

執行は、業務課職員及び当該入札事務に関係のない職員に立ち会わせて入札をおこないます。

ただし、開札の立ち会いを希望するものは「入札（開札）立ち会い申請書（指名競争入札）」を開札日前日午後3時までに業務課あてにFAX（0299-36-0771）送信してください。なお、立ち会いができる者は、当該案件の入札参加者のみとし、原則1社1名とします。

開札後、予定価格以下の入札がなかった場合は不調とします。

#### 5. くじによる落札者の決定（別紙「くじにおける落札者の順位の決定方法」参照）

開札の結果、落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、くじにより落札者を決定します。

#### 6. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書、指定書類等に記名押印がない入札
- (4) 入札書の金額を訂正している入札又はその他必要事項が確認しがたい入札
- (5) 同一入札案件について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 指定の方法以外で入札書等を提出した入札
- (7) 入札書、指定書類等が到着期限を過ぎて到着した入札
- (8) 郵便用封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他管理者が定める入札条件に違反して行われた入札

#### 7. 契約手続き

郵便による入札参加者が落札者となった場合は、電話により連絡します。落札決定通知書をFAXにて送信しますので、決定のあった日を含め7日以内に組合と契約締結をしてください。

#### 8. 入札結果

入札の結果は、組合ホームページに掲載します。



## くじによる落札者の順位の決定方法

郵便入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札が2者以上の場合は、次の方法により、くじで落札者を決定します。

### 1. くじの手順

(1) 書留番号（11桁）の下4桁の小さいものから順にくじ番号（0, 1, 2・・・）を付与します。

※書留番号は郵便追跡用に使用する番号で、\*\*\*（3桁）-\*\*-\*\*（2桁）-\*\*\*（5桁）-\*（1桁）の合計11桁で表示された番号です。

(2) 同額入札の書留番号の下4桁を合計し、その合計額を同額入札者数の数で除算し、余りを算出します。

ただし、下4桁の合計の数が複数者いた場合は、全者とも上位の数字を参照するものとする。（4桁で複数いた場合は5桁で取り扱い、5桁でも複数いた場合は6桁で取り扱う、以後同様とする）

(3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）のくじ番号の入札参加者を落札者の第1順位とする。

(4) 最上位のくじ番号に「1」を足したくじ番号の入札参加者を第2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に「1」を足したくじ番号が存在しない場合には、「0」のくじ番号の入札参加者を第2順位とする。

(5) 第3順位以下は（4）の規定により順位を決定する。

### (例) 入札参加者3者が同額入札の場合

(1) 書留番号（11桁）の下4桁の小さい順にくじ番号（0, 1, 2）を付与する。

※下4桁が同一の数字となった場合は、上位の数字を参照する。

業者名	書留番号	書留番号下4桁	くじ番号
A社	***-**-01234-5	2345	0
B社	***-**-67890-1	8901	2
C社	***-**-23456-7	4567	1

(2) 書留番号下4桁の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

A社（書留番号下4桁）2345

B社（書留番号下4桁）8901

C社（書留番号下4桁）4567

合計 2345 + 8901 + 4567 = 15813

余り 15813 ÷ 3 = 5271

(3) 順位の決定

順位	業者名	くじ番号	備考
1	A社	0	余りが「0」であるため、くじ番号「0」が最上位
2	C社	1	最上位のくじ番号「0」に1を足すと「1」となり、一致
3	B社	2	第2順位のくじ番号「1」に1を足すと「2」となり、一致